

第3回座間味村議会臨時会

第1日目

11月24日

平成22年第3回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 2 年 1 1 月 2 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年11月24日 午前10時30分 議長宣言		
	閉 会	平成22年11月24日 午前10時55分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 弘 昭
職務のため議場に出席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇		
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健		
	教 育 課 長	宮 村 英 美		

平成22年第3回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成22年11月24日午前10時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明について（議案第48号～議案第51号）
4	議 案 第 4 8 号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
5	議 案 第 4 9 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
6	議 案 第 5 0 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
7	議 案 第 5 1 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
8	発 議 第 1 3 号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成22年度第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番 金城善昇議員及び5番 金城弘昭議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第48号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

議案第48号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年4月10日条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年11月24日 提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成22年度の沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施するため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成22年11月24日

条例第15号

第1条 座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年4月10日条例第1号）の一部を次のように改

正する。

第19条第1項中、「以下この条」の次に「及び附則第10項(2)」を加え、2項中の「100分の150」を「100分の135」に改める。

第20条第1項中、「この条」の次に「及び附則第10項(3)」を加え、同条第2項中の「100分の70.0」を「6月に支給する場合には、100分の70.0、12月に支給する場合は100分の65.0」に改める。

別表第1(単労職含む)から別表第3までを同表のとおり改める。

附則として次の1項目を加える。

10 次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く)のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である職員にあっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に、100分の0.2を乗じた額。
- (2) 期末手当 それぞれの基準日現在に受けるべき給料月額(第19条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に100分の10を超えない範囲内で乗じた額)を加算した額)に支給される期末手当に係る同条例第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額。
- (3) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において受けるべき給料月額(第19条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に100分の10を超えない範囲内で乗じた額を加算した額)に勤勉手当に係る割合を乗じて得た額に100分の0.2を乗じて得た額。

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
海事職給料表	6級
医療職給料表	6級

第2条 座間味村職員の給与に関する条例(昭和49年4月10日条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の70.0」「12月に支給する場合は100分の65.0」を「100分の67.5」に改める。

第3条 附則第6項、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員でその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(座間味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第10号)の施行の日において同条例附則第2項1号に規定する減額対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほかその差額に相当する額を給料として支給する。

を

切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（座間味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第10号。以下この項において「平成21年改正条例」という）を加え、施行の日において同条例附則第2項1号に規定する減額対象職員である者にあつては、「次の各号に掲げる職員」の、当該給料月額に「100分の99.76」を当該各号に定める割合を乗じ得た額とし、その額に1円未満の端数を生じさせたときはこれを切り捨てた額とする）に達しないこととなるものには、給料月額のほかその差額に相当する額（給与条例附則第1項に規定する職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じ得た額）を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正条例第10号附則第2項第1号に規定する減額改定職員であつた者 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員にある者 100の99.83

に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から施行する。ただし、第2条の改正規定については平成23年4月1日から適用する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という）第19条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間で職員であつて適応される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれの給料表欄、職者の級欄及び号給欄に掲げるものである者からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情等を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規定で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当に100分の0.25を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
海事職給料表	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から60号給まで
	5級	1号給から48号給まで
	6級	1号給から32号給まで
医療職給料表（3）	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

（2）平成22年6月において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）が同月に受けた期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.25を乗じて得た額

（規則への委任）

6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

議案第49号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年11月24日 提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

期末手当の支給割合を引き下げ改定する一般職の職員との均衡を考慮し、村長の期末手当の支給割合を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成22年11月24日

条例第16号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則

この条例は平成22年12月1日から施行する。

議案第50号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年6月20日条例第27号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年11月24日 提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

期末手当の支給割合を引き下げ改定する一般職の職員との均衡を考慮し、教育長の期末手当の支給割合を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

平成22年11月24日

条例第17号

座間味村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年6月20日条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則

この条例は平成22年12月1日から施行する。

議案第51号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年6月20日条例第25号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年11月24日

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本条例による選挙事務従事者については、投票所により事務に従事する時間に違いがあるにもかかわらず、同一の報酬となっており、不均衡が生じている。また、一部の投票所については、沖縄県の最低賃金より低くなっており是正する必要がある。併せて、投票管理者、開票管理者等の責任ある立場にあるものの報酬についても、その職務の重要性を考慮し改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成22年11月24日

条例第18号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年6月20日条例第25号）の一部を次のように改正する。

条例中、別表第1（第2条関係）

番号	職名	報酬の額	番号	職名	報酬の額
1	教育委員会委員長	月 額 33,000円	17	選挙立会人	日 額 8,000円
2	同上委員	〃 28,000円	18	投票管理者	〃 9,600円
3	農業委員会会長	〃 33,000円	19	投票立会人	〃 8,000円
4	農業委員会副会長	〃 29,000円	20	開票立会人	〃 8,000円
5	同上委員	〃 28,000円	21	選挙従事者	〃 6,800円

6	同上委員（議員）	” 28,000円	22	固定資産評価員補助員	” 3,500円
7	選挙管理委員会委員長	” 33,000円	23	その他の調査員	” 3,500円
8	同上委員	” 28,000円	24	その他の委員	” 3,500円
9	監査委員	” 33,000円	25	土地事務嘱託員	月 額 170,000円以内
10	同上委員（議員）	” 28,000円	26	保健師業務嘱託員	月 額 230,000円以内
11	固定資産評価審査委員会委員長	日 額 3,500円	27	介護支援嘱託員	月 額 220,000円以内
12	同上委員	” 3,500円	28	保健事業嘱託員	月 額 200,000円以内
13	社会教育委員	” 3,500円	29	機械設備管理嘱託員	月 額 200,000円以内
14	文化財調査審議委員	” 3,500円	30	情報ネットワーク嘱託員	月 額 200,000円以内
15	体育指導員	年 額 14,000円	31	給食センター調理師嘱託員	月 額 200,000円以内
16	選挙長	日 額 9,600円	32	税務事務嘱託員	月 額 170,000円以内

を

番号	職名	報酬の額	番号	職名	報酬の額
1	教育委員会委員長	月 額 33,000円	18	投票管理者	” <u>11,000円</u>
2	同上委員	” 28,000円	19	投票立会人	” <u>10,000円</u>
3	農業委員会会長	” 33,000円	<u>20</u>	<u>開票管理者</u>	” <u>11,000円</u>
4	農業委員会副会長	” 29,000円	<u>21</u>	開票立会人	” <u>10,000円</u>
5	同上委員	” 28,000円	<u>21</u>	<u>選挙従事者（投票）</u>	時 給 <u>800円</u>
6	同上委員（議員）	” 28,000円	<u>23</u>	<u>選挙従事者（開票）</u>	時 給 <u>1,000円</u>

7	選挙管理委員会委員長	” 33,000円	<u>24</u>	固定資産評価員補助員	日 額 3,500円
8	同上委員	” 28,000円	<u>25</u>	その他の調査員	” 3,500円
9	監査委員	” 33,000円	<u>26</u>	その他の委員	” 3,500円
10	同上委員（議員）	” 28,000円	<u>27</u>	土地事務嘱託員	月 額 170,000円以内
11	固定資産評価審査委員会委員長	日 額 3,500円	<u>28</u>	保健師業務嘱託員	月 額 230,000円以内
12	同上委員	” 3,500円	<u>29</u>	介護支援嘱託員	月 額 220,000円以内
13	社会教育委員	” 3,500円	<u>30</u>	保健事業嘱託員	月 額 200,000円以内
14	文化財調査審議委員	” 3,500円	<u>31</u>	機械設備管理嘱託員	月 額 200,000円以内
15	体育指導員	年 額 14,000円	<u>32</u>	情報ネットワーク嘱託員	月 額 200,000円以内
16	選挙長	日 額 <u>11,000円</u>	<u>33</u>	給食センター調理師嘱託員	月 額 200,000円以内
17	選挙立会人	” <u>10,000円</u>	<u>34</u>	税務事務嘱託員	月 額 170,000円以内

に改める。

附則

この条例は、平成22年11月28日から施行する。

議案第48号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど担当から説明をさせていただきましたが、改めて軽く説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

おはようございます。私のほうからは議案第48号について補足で説明させていただきます。先ほど本会議開会前にこのような横長のA4の資料をお配りしております。これは沖縄県人事委員会が出しております本年の給与勧告のポイントということで、このほうが条例のほうが非常に言葉が難解なものですから、このほうで説明をさせていただきますと、ポイントとしましては、月例給、ボーナスともに引き下げをしますということです。その中で職員の給与については、これは県の場合だと思わんですけれども、年収で7万8,000円の減、率にしてマイナス1.4%ということでありまして、数字の1のほうなんですけれども、給与

を引き下げるんですが、さらに6級以上の職員の給料の一定率を減額いたしますということです。異動に係る地域手当の廃止というのがあるんですけども、これは本村は該当いたしませんので、今回の条例の改正はありません。大きな②のほう、期末勤勉手当、ボーナスの引き下げということでマイナス0.2月減額をしますということです。

1ページめくっていただきまして、給与改定の内容、この中に詳しく書いてありますけれども、先ほど申し上げたとおり公・民給与の格差を是正するというので、年齢で言えば40歳代以上の人たちについて引き下げるという内容になっております。さらに6級以上の職員についてはマイナス1.4、さらに0.2%一定率で減額をしますということです。さらに期末勤勉手当、現行4.15月分なんですけれども、これについては3.95月、0.2月分引き下げますというような内容になっております。さらに12月1日施行ということなんですけれども、一部の職員については4月にさかのぼりまして給与、期末手当、6月に支給している分を減額して、12月の賞与からさらに減額をするという今回の条例の改正になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。
しばらく休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第4. 議案第48号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

大したことはないんですけども、総務課長、先ほど休憩中で説明したものを、閉会してからでもいいんですが、改めて直した後のものを議員にお配り、確認をまた再度お願いします。

○ 議長(中村秀克)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長(垣花 健)

先ほど御指摘のあった箇所については、簡易な修正ということで後ほど差しかえをさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第13号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

発議第13号

平成22年11月24日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里祐司

賛成者 座間味村議会議員

宮里清之助

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由

期末手当の支給割合を引き下げ改定する一般職の職員との均等を考慮し、議会議員の期末手当の支給割合を引き下げる必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

平成22年11月24日

条例第19号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年6月20日条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「100分の165」 を 「100分の150」 に改める。

附則

この条例は平成22年12月1日から施行する。

○ 議長（中村秀克）

提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第13号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本臨時会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回座間味村議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇

署名議員 金 城 弘 昭